

## 高知大学医学部附属医学教育創造センター規則

〔令和4年5月31日〕  
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第22条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属医学教育創造センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、専門的見地から医学教育に関する企画及び支援を総合的に行い、医学部における医学教育の発展と向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学教育の改善に関すること。
- (2) カリキュラム実践の支援に関すること。
- (3) カリキュラムの管理及び運営に関すること。
- (4) 医学教育の研究及び開発に関すること。
- (5) その他センターの目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、医学部長が指名し、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、医学部専任担当教員のうちから、センター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に支障があるときは、その職務を

代行する。

- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に指名されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。